2　通知の内容
　土地区画整理法第103条第１項の規定による換地処分通知
　①　従前の土地
　　磐田市中泉字東町510番８
　　宅地84.42㎡　基準地積86.38㎡
　　１番　抵当権　全部
　　権利価格4,759,872円
　②　換地処分後の土地
　　磐田市中泉二丁目８番14　宅地84.38㎡
　　全部　権利価格6,545,280円
　③　土地所有者
　　磐田市中泉510番地の８
　　鈴木　朝子　外１名
教示
1　この通知について不服があるときは、この通知を知った日の翌日から起算して60日以内に静岡県知事に対し行政不服審査法に基づく審査請求をすることができます。(審査請求の記載事項は、行政不服審査法第15条に規定されています。)
2　また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して６ヶ月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。)提起することができます。(なお、処分の通知を受けた日の翌日から６ヶ月以内であっても、処分の日から１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６ヶ月以内に提起しなければなりません。
　なお、別紙明細書及び換地図は掲載を省略し、それら静岡県磐田市国府台３番地１磐田市役所掲示場において掲示する。

公示送達

磐田都市計画事業磐田市駅北土地区画整理事業の換地処分通知書の送付にかわる公告第19号

　土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第１項の規定による磐田都市計画事業磐田市駅北土地区画整理事業の換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第１項の規定により、当該通知の送付にかえてその内容を公告する。
　平成26年５月14日
　　磐田都市計画事業
　　磐田市駅北土地区画整理事業
　　施行者　磐田市
　　代表者　磐田市長　渡部　　修
1　書類を受けるべき者の住所及び氏名
　　磐田郡中泉町中泉203番地
　　大塚　政吉（抵当権者）
2　通知の内容
　土地区画整理法第103条第１項の規定による換地処分通知
　①　従前の土地
　　磐田市二之宮字若宮1613番１
　　宅地99.17㎡　基準地積101.81㎡
　　１番　抵当権　全部
　　権利価格6,411,648円
　②　換地処分後の土地
　　磐田市中泉二丁目５番19　宅地84.97㎡
　　全部　権利価格6,411,648円
　③　土地所有者
　　磐田市二之宮1613番地の１　菱田　孝雄
教示
1　この通知について不服があるときは、この通知を知った日の翌日から起算して60日以内に静岡県知事に対し行政不服審査法に基づく審査請求をすることができます。(審査請求の記載事項は、行政不服審査法第15条に規定されています。)
2　また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して６ヶ月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。)提起することができます。(なお、処分の通知を受けた日の翌日から６ヶ月以内であっても、処分の日から１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６ヶ月以内に提起しなければなりません。
　なお、別紙明細書及び換地図は掲載を省略し、それら静岡県磐田市国府台３番地１磐田市役所掲示場において掲示する。

公示送達

磐田都市計画事業磐田市駅北土地区画整理事業の換地処分通知書の送付にかわる公告第20号

　土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第１項の規定による磐田都市計画事業磐田市駅北土地区画整理事業の換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第１項の規定により、当該通知の送付にかえてその内容を公告する。
　平成26年５月14日
　　磐田都市計画事業
　　磐田市駅北土地区画整理事業
　　施行者　磐田市
　　代表者　磐田市長　渡部　　修
1　書類を受けるべき者の住所及び氏名
　　静岡市葵区南沼上二丁目13番地19号
　　武田　好子
2　通知の内容
　土地区画整理法第103条第１項の規定による換地処分通知
　①　従前の土地
　　磐田市二之宮字丸山1763番
　　宅地132.23㎡　基準地積135.75㎡
　　権利価額8,548,992円
　　磐田市二之宮字丸山1765番
　　宅地148.00㎡　基準地積151.94㎡
　　権利価額9,568,512円
　②　換地処分後の土地
　　磐田市中泉四丁目７番９
　　宅地261.42㎡　権利価格18,119,616円
　③　清算金精算額　徴収金2,112円
教示
1　この通知について不服があるときは、この通知を知った日の翌日から起算して60日以内に静岡県知事に対し行政不服審査法に基づく審査請求をすることができます。(審査請求の記載事項は、行政不服審査法第15条に規定されています。)
2　また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して６ヶ月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。)提起することができます。(なお、処分の通知を受けた日の翌日から６ヶ月以内であっても、処分の日から１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６ヶ月以内に提起しなければなりません。
　なお、別紙明細書は掲載を省略し、それらを静岡県磐田市国府台３番地１磐田市役所掲示場において掲示する。

公示送達

磐田都市計画事業磐田市駅北土地区画整理事業の換地処分通知書の送付にかわる公告第21号

　土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第１項の規定による磐田都市計画事業磐田市駅北土地区画整理事業の換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第１項の規定により、当該通知の送付にかえてその内容を公告する。
　平成26年５月14日
　　磐田都市計画事業
　　磐田市駅北土地区画整理事業
　　施行者　磐田市
　　代表者　磐田市長　渡部　　修
1　書類を受けるべき者の住所及び氏名
　　磐田市中泉447番地
　　小林　久雄
2　通知の内容
　土地区画整理法第103条第１項の規定による換地処分通知
　①　従前の土地
　　磐田市中泉字東町447番４　宅地45.03㎡
　　基準地積46.03㎡　権利価額2,973,504円
　②　換地処分後の土地
　　磐田市中泉四丁目１番８　宅地45.07㎡
　　権利価格3,833,472円
　③　清算金精算額　徴収金859,968円
教示
1　この通知について不服があるときは、この通知を知った日の翌日から起算して60日以内に静岡県知事に対し行政不服審査法に基づく審査請求をすることができます。(審査請求の記載事項は、行政不服審査法第15条に規定されています。)
2　また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して６ヶ月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。)提起することができます。(なお、処分の通知を受けた日の翌日から６ヶ月以内であっても、処分の日から１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６ヶ月以内に提起しなければなりません。
　なお、別紙明細書は掲載を省略し、それらを静岡県磐田市国府台３番地１磐田市役所掲示場において掲示する。